

【別記 1】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定申請書（新規）

令和 年 月 日

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟
会長 殿

（申請者）

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1 設立年及び従業員数従業員数

- 1) 設立年：
- 2) 従業員数：

2 取扱う木材・木材製品の主要品 別添1のとおり目、年間取扱数量

- 1) 主要品目：
・主な取扱樹種（ ）
- 2) 年間取扱量：（ ）m³ うち国産材（ ）%
外材（ ）%

3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
別紙のとおり

4 分別管理及び書類管理の方針
別添1のとおり

（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合、別添1-2「分別管理、GHG 関連情報管理等及び種類の管理の方針」

5 その他（ISO, JAS 等の工場資格等の認定番号）

【別記 1ア】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

一般社団法人 全国木材市売買方組合連盟
会長

殿

令和 年 月 日

（申請者）

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 設立年及び従業員数従業員数
 - 1) 設立年：
 - 2) 従業員数：

- 2 取扱う木材・木材製品の主要品 別添1のとおり目、年間取扱数量
 - 1) 主要品目：
・主な取扱樹種（ ）
 - 2) 年間取扱量：（ ）³ m³ うち国産材（ ）%
外材（ ）%

- 3 過去3年間の発電利用に供する 別添3のとおり木質バイオマスの取扱実績量
（ ）³ m³ （令和 年 月～令和 年 月）

- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
別紙のとおり

5 分別管理及び書類管理の方針

別添1のとおり

GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、別添1-2「分別管理、GHG 関連情報管理等及び種類の管理の方針」

6 その他（ISO, JAS 等の工場資格等）

【別添 1】（木質バイオマス供給）

分別管理及び書類管理方針書（例）

事業所名

住所

代表者の職氏名

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和7年1月20日改正）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給にあたって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社敷地内において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識灯により明示する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添1-2】（木質バイオマス供給）

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

事業所名

住所

代表者の職氏名

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和7年1月20日改正）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給にあたって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社敷地内において、原木等を取り扱うにあたって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・分別管理・GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、を
分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理・GHG 関連情報管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識灯により明示する。

（GHG 関連情報の管理等の実施）

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連 GHG 関連情報について発電利用に可溶する木質バイオマスの証明に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

- ・ GHG 関連情報については、当該情報の内容（原料区分、輸送トラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までの GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関連情報を 5 年間保存する。

（書類管理）

- ・ 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む）として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの数値を含む）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

配置図

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況

事業所名

所在地

注) 必ず発電に供する木質バイオマスの保管場所を明示するとともに、間伐材由来の木質バイオマス及び一般バイオマスのそれぞれ毎に分別管理している状況を説明できる写真等を添付してください

別記3

番号 号
令和 年 月 日

発電利用に供する木質バイオマス証明書（例）

殿

（販売先）

事業者所在地
事業者名称
代表者氏名
認定番号 全買連第 号

下記の物件が以下の項目に該当し、適切に「分別管理」されていることを証明します。

- ① 全て、「木材・木製品の合法性。持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること
- ② 全て間伐材チップの確認のためのガイドラインに基づき確認された間伐材であること
- ③ 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材由来の木質バイオマスであることであること
- ④ 全て「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること

記

1 樹種

2 品目

3 数量（m³、本、kg）

4 その他必要事項

5 GHG 関連情報（GHG 基準適用案件）への国内木質バイオマス供給の場合は以下の情報を追加）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送送区分	構成比	備考
間伐材	10 t 車以上、30 k m以下	50%	
間伐材	20 t 車以上、50 k m以下	50%	

(2) 加工区分

チップ加工

(3) 原木輸送区分

トラック最大積載量 4 t 車以上 10 トン車以上

20 t 車以上

輸送距離 10 k m以下 20 k m以下 30 k m以下

40 k m以下 100 k m以下 150 k m以下

200 k m以下 300 k m以下

注1) GHG基準適用案件とは令和4年度以降にFIT/FIPに認定された1,000kw以上の案件（新規認定のほか燃料計画の変更認定を受けたものを含む）

注2) 上記の①～④の項目に○を明記

注3) 本様式による証明の作成に代えて既存の納品書等に上記の情報を（認定団体・番号、合法等である旨の記述）追加記載することで証明書とすることは可能です。

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟 殿

事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
電話番号 :
団体認定番号 : 全買連認定、第 号

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取り扱い実績を下記のとおり報告します。

記

1. 期間 : 令和 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 3 月 3 1 日

2. 木材の取扱量 (総量)

原木 (原料) 入荷量	m 3
原木 (チップ等) 出荷量	m 3

3. 2のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの

原木 (原料) 入荷量	m 3
原木 (チップ等) 出荷量	m 3

4. このうち、GHG 関連情報に伴うもの

原木 (原料) 入荷量	m 3
原木 (チップ等) 出荷量	m 3

5. 2のうち、一般バイオマスであると証明されたもの

原木 (原料) 入荷量	m 3
原木 (チップ等) 出荷量	m 3

6. このうち、GHG 関連情報に伴うもの

原木 (原料) 入荷量	m 3
原木 (チップ等) 出荷量	m 3

(注)

- ①素材生産業者については、原木を入荷し、原木のまま出荷した量を記載する。
- ②加工業者については、原木の入荷量とチップ等に加工処理した量を記載する。
- ③報告は m^3 にて報告 チップ(乾重量 t) : (容積 m^3) の換算率

針葉樹 : 1 t = 2. 2 m^3

広葉樹 : 1 t = 1. 7 m^3